

「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令案」について（概要）

令和 3 年 2 月 6 日
内閣府子ども・子育て本部

1．改正の趣旨

令和 2 年度分権提案において、「小規模住居型児童養育事業（児童福祉法 6 条の 3 第 8 項）を行う者に委託されている児童については、保育所への入所が可能であることを明確化するため、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平 11 厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、児童家庭局家庭福祉課長、保育課長）を改正し、地方公共団体に令和 2 年度中に通知する。また、当該児童が保育所へ入所する場合の費用の支弁等の取扱いについても検討し、令和 2 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」旨閣議決定された。

これらを踏まえ、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）を行う者に委託されている小学校就学前子どもが保育所等を利用する場合の利用者負担について、ファミリーホームが里親と同じく、児童を家庭と同様の環境において養育する家庭養護であること等を考慮し、里親と同様負担を求めないこととする改正を行う。

2．改正の概要

ファミリーホームと同様、児童福祉法上家庭養護に分類される里親について、被保護者に合わせ、利用者負担を求めないこととしていることから、ファミリーホームの養育者についても利用者負担を求めないこととする。

具体的には、

- ・認可保育所等を利用する場合、利用者負担額が零、
- ・認可外保育施設等を利用する場合、0～2歳児も施設等利用費の支給対象内となるよう、施行令第 15 条の 3 第 2 項第 2 号に、「児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者」を追加する。

3．施行日

令和 3 年 4 月 1 日（予定）